

平成29年4月1日
総務部 財政課

行方市における公共工事に係る前払金の取扱いについて

行方市では、東日本大震災に際し、災害復旧工事の迅速かつ円滑な施工を目的として、前払金の割合を特例として引き上げていましたが、平成29年3月31日をもって当該特例措置を終了し、下記のとおり改正することとしたのでお知らせします。

1. 前払金の支払割合

対象工事等	請負金額に対する前払金の割合	
	改正前 (平成29年3月31日契約まで適用)	改正後 (平成29年4月1日契約から適用)
請負金額が500万円以上の建設工事	請負金額が1億円以内の場合 5割以内 請負金額が1億円を超えた場合 4割以内	4割以内
	中間前払金 2割以内(改正なし)	
請負金額が500万円以上のコンサルタント業務	4割以内	3割以内

※前払金の上限額に10万円未満の端数が生じるときは、端数を切り捨てた額を請求できるものとします。

2. 適用日

平成29年4月1日以後に締結する契約について適用します。